

浜松市における物品の購入等に係る競争入札の公開に関する要領

1 趣旨

この要領は、市が発注する物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)の会場の公開、入札情報の公表その他入札の透明性を確保するために市が実施する公開制度について、必要な事項を定める。

2 入札執行前の情報の公表

市は、次に掲げるところにより物品の購入等の契約に係る競争入札の執行前における情報を指定した件名等の申し込みにより公表する。

- (1) 公表できる項目は、入札件名、入札執行日時、入札執行会場及び購入等担当課とする。
- (2) 公表期間は、入札執行指名通知を発した日から当該入札の執行日までとする。
- (3) 公表の方法は、(1)に掲げる項目を記載した書面の写しを閲覧させることにより行う。
- (4) 公表場所は、物品の購入等の契約の担当課とする。

3 入札執行後の情報の公表

市は、次に掲げるところにより物品の購入等の契約に係る競争入札の執行後における情報を指定した件名等の申し込みにより公表する。

- (1) 公表できる項目は、入札件名、入札執行日時、入札執行会場、購入等担当課、入札参加者、入札金額、落札者、落札金額及び市長が特に必要と認めたものとする。
- (2) 公表期間は、当該入札の執行日の翌日から当該執行日の属する年度の翌年度末までの間とする。
- (3) 公表の方法は、(1)の各項目を記載した書面の写しを閲覧させることにより行い、この場合における閲覧時間は、本市職員の勤務時間内とする。
- (4) 公表場所は、物品の購入等の契約の担当課とする。

4 入札執行の傍聴について

傍聴については、「浜松市入札執行の傍聴に関する規程(平成7年3月31日浜松市告示第111号)」を準用する。

5 随意契約の場合への準用

随意契約による場合の見積徴取に関する資料の公開については、市長が別に定める場合を除き、この要領を準用する。

附 則

この要領は、平成10年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成21年10月1日から施行する。

2 改正後の3の(1)の規定は、この要領の施行の日(以下「施行日」という。)以後に締結する契約について適用し、施行日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。